

天栄村妊婦等包括相談支援及び妊婦のための支援給付の一体的実施事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援の充実を図るとともに、妊娠や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る妊婦のための支援給付を一体的に実施するため、妊婦等包括相談支援及び妊婦のための支援給付の一体的実施事業（以下「本事業」という。）として、必要な事項を定める。

(事業区分)

第2条 本事業の区分は以下のとおりとし、以下の各号によるものとする。

- (1) 妊婦等包括相談支援事業（別記1）
- (2) 妊婦のための支援給付事業（別記2）

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記 1

妊婦等包括相談支援事業

(対象者)

第 1 条 全ての妊婦及び主に 0 歳から 2 歳の乳幼児を養育する子育て世帯（以下「妊婦・子育て世帯」という。）を対象とする。

(実施体制)

第 2 条 妊婦等包括相談支援は、こども家庭センター（以下「センター」という。）において実施する。

(実施内容)

第 3 条 以下の（１）から（４）に基づき、出産・育児等の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を村の創意工夫により実施することで、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援の充実を図る。

（１） 妊娠の届出時の面談等

ア 面談等の対象者

妊娠の届出をした妊婦とする。なお、妊婦の配偶者、パートナーや同居家族も同席した上で面談等を実施することも可能とする。

イ 面談等の実施時期

妊娠の届出時の面談等は、妊娠の届出時に実施するほか、別途面談日を設定して実施することも可能とする。この場合であっても、妊婦と一緒に妊娠期の過ごし方等の出産までの見通しを立て、必要な支援に早期につなげるため早期に実施することとする。

なお、妊婦が近日中に他の市町村に転出を予定している場合であって、かつ、妊婦が転出先市町村での面談等を希望する場合には、妊婦の転出後、転出先市町村において面談等を実施することとする。

ウ 面談等の実施内容

村は、妊娠の届出をした妊婦に対し、村長が別に定めるアンケートへの必要事項の記載を求めた上で、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービス等を一緒に確認するための面談等を実施する。

また、妊婦給付認定の案内及び申請の受付や、面談等により把握した妊婦の状況等に応じ、産科医療機関等における妊婦健康診査の受診以外に、必要な支援サービスの利用等を案内する。

エ 面談等の実施方法

顔の見える関係づくり等の観点から、対面による面談（以下「対面面談」という。）の実施を基本とする。ただし、妊婦が対面面談を行うことができないやむを得ない事情がある場合や、村が適当であると認める場合には、面談等の担当職員が居宅訪問等のアウトリーチによる面談を実施する。また、アウトリーチによる面談も困難な場合には電話により実施することも可能とする。

(2) 妊娠8か月頃の面談等

ア 面談等の対象者

妊娠8か月頃の妊婦とする。なお、妊婦の配偶者、パートナーや同居家族も同席した上で面談等を実施することも可能とする。

イ 面談等の実施時期

出産間近で産後のことを考え始める時期、かつ、働いている妊婦が産前休暇に入り面談の時間を比較的取りやすい時期として、妊娠後期となる妊娠8か月を目安とした時期に実施する。

ウ 面談等の実施内容

村は、面談等の対象者に対し、妊娠8か月頃の妊婦を対象とした村長が別に定めるアンケート（以下「妊娠8か月頃アンケート」という。）への必要事項の記載を求めた上で、子育てガイドを交付し、特に出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービス等を一緒に確認するための面談を実施する。また、面談等により把握した妊婦の状況等に応じて、必要な支援サービスの利用等を案内する。

エ 面談等の実施方法

(1)のエに定める面談等の実施方法に準じて実施する。

オ 面談等を希望しない妊婦または妊娠8か月頃アンケートの回答の提出がなかった妊婦への対応

面談等を希望しない妊婦について、妊娠8か月頃アンケートに記載された妊婦の状況等の情報に基づき、村が当該妊婦に支援が必要と判断した場合には、面談や電話等による相談を実施した上で、必要な支援につなげることとする。

また、妊娠8か月頃アンケートの回答の提出がなかった妊婦について、電話等により当該アンケートの回答の提出を求めるとともに、必要に応じて、面談や電話等による相談を実施する。

(3) 出生後の面談等

ア 面談等の対象者

出生した児童を養育する者（以下「養育者」という。）とする。ただし、養育者に児童の母が含まれる場合には、当該母と面談することを原則とする。また、面談の対象者の配偶者、パートナーや同居家族も同席した上で面談等を実施することも可能とする。

イ 面談等の実施時期

出生後の面談等は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に実施する。ただし、この期間に面談等を実施できなかった場合（養育者の居所が不明であった場合や日本国外に居住していた場合等）は、養育者に対して必要な支援に早期につなげる観点から、できる限り早い時期に実施することとする。

なお、養育者が近日中に他の市町村に転出を予定している場合であって、かつ、養育者が転出先市町村での面談等を希望する場合には、養育者の転出後、転出先市町村において面談等を行うこととする。

ウ 面談等の実施内容

村は、養育者に対し、村長が別に定めるアンケートへの必要事項の記載を求めた上で、子育てガイドを交付し、出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービス等を一緒に確認するための面談等を実施する。また、面談等により把握した養育者の状況等に応じて産後ケア事業や一時預かり事業、その他必要な支援サービスの利用等を案内する。

なお、出生の届出時にセンター等に案内して面談等を実施することも可能であるが、面談等の対象者である児童の母は産褥期で安静が必要な時期であることに留意することとする。また、産婦健康診査により産後の精神状態等のアンケートが実施されている場合は、面談等の対象者の同意に基づき、産科医療機関と適切に情報共有を行うこととする。

エ 面談等の実施方法

(1) のエに定める面談等の実施方法に準じて実施する。

(4) 面談等後の情報発信、随時の相談受付等

面談等の実施後も、妊婦や子育て世帯に対して、子育て関連アプリやSNS等を活用しつつ、プッシュ型による子育て支援等に関するイベント情報等の情報発信や随時の相談受付等を継続的に実施する。

(担当職員の要件及び配置)

第4条 面談等の担当職員は、保健師、助産師等の専門職のほか、村長が認める一定の研修を受けた一般事務職員、会計年度任用職員等とする。

(面談等の相談記録の管理)

第5条 村は、面談等の対象者から提出のあった妊娠届出時アンケート等や子育てガイドを含む面談等の相談記録を適切に管理しなければならない。

(関係機関との連携)

第6条 妊婦等包括相談支援をより効率的・効果的に実施していくため、取得する関係機関等との必要な情報の確認や共有に関する同意に基づき、必要に応じて関係機関とも面談等の相談記録を共有し、密に連携を図りながら本事業を実施することとする。

(留意事項)

第7条 面談等の対象者が里帰りしている場合であっても、当該対象者が居住する住所地の市町村が実施することを原則とするが、村が里帰り先の市町村に面談等の実施を依頼することも可能とする。この場合、村は里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の相談記録を共有する等により、当該対象者の状況等を確認することとする。

2 面談等の対象者のうち、流産または死産した者及び対象児童が死亡した者については、面談等の実施は不要とする。ただし、流産・死産した者も、産後ケア事業や産婦健康診査事業等の対象となるとともに、妊娠12週を超えている場合には、出産育児一時金等の対象となることに留意することとする。

別記 2

妊婦のための支援給付事業

(趣旨)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正により、妊婦のための支援給付が創設され、妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として行う妊婦のための支援給付事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定 妊婦給付認定申請を行い、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定（以下「認定」という。）をいう。
- (2) 認定者 認定を受けた者（以下「認定者」という。）をいう。
- (3) 給付金 妊婦のための支援給付事業における給付金（以下「給付金」という。）をいう。

(妊婦給付認定の要件)

第 3 条 妊婦給付認定は、申請日時時点で本村に住所を有し、次の 1 号及び 2 号に掲げる要件をすべて満たす場合に認定する。なお、流産または死産等の場合は、3 号に掲げる要件を満たす場合に認定する。

- (1) 産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認すること。
- (2) 支給対象の妊婦は、原則として、妊娠中に認定を行うものとする。特段の事情により、妊娠中に認定申請ができない場合は、受診により妊娠が確定した日を起算日として、2 年を経過する日までに申請すること。流産または死産等の場合も、受診により妊娠が確定した日を起算日として、2 年を経過する日までに申請をすること。
- (3) 流産または死産等の前に医師が胎児心拍を確認している場合は、医師による診断書等の提示をすること。

(妊婦給付認定の申請)

第 4 条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、妊婦給付認定申請書（様式第 1 号）を村長に提出しなければならない。

(妊婦給付認定、却下及び取消)

第 5 条 村長は妊婦給付認定申請書を受理した時は、その内容を審査し、認定をした時は、妊婦給付認定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知する。また、却下の時は妊婦給付認定申請却下通知書（様式第 3 号）により申請者に通知する。認定後から給付までの間に、村外に転出等をした場合、申請者に通知せず妊婦給付認定を取り消す。ただし、特段の事情がある場合は妊婦給付認定取消通知書（様式第 4 号）を申請者に通知する。

(1 回目の給付金支給の要件)

第 6 条 1 回目の給付金の支給対象者は本村の認定者とし、本村以外の市町村で給付金を

受給していない場合に支給する。

(2回目の給付金支給の要件)

第7条 2回目の給付金の支給対象者は、次の1号及び2号に掲げる要件をすべて満たし、併せて3号または4号のいずれかの要件を満たす者に支給する。

- (1) 本村の認定者で事業開始日以降に出産した者、または医師の診断により事業開始日以降に胎児の数を確認できた者。
- (2) 本村以外の市町村で2回目の給付金の支給を受給していないこと。
- (3) 出産予定日の8週前を起算日として、2年を経過する日までに届出をすること。
- (4) 届出前に流産または死産等した場合において、医師による診断書等の提示をもって胎児の数を確認できた場合は、支給の対象とする。この場合、胎児の数を確認した日を起算日として、2年を経過する日までに届出をすること。

(胎児の数の届出)

第8条 2回目の給付金を受けようとする者は、次に掲げる書類を村長に届出しなければならない。

- (1) 胎児の数の届出書(様式第5号)
- (2) 転入者については親子(母子)健康手帳
(給付金の額)

第9条 給付金は次に掲げるものとする。

- (1) 1回目の給付金 現金5万円
- (2) 2回目の給付金 現金5万円×胎児の数
(給付金の支給)

第10条 妊婦給付認定申請及び胎児の数の届出書を審査した結果、給付金の支給を決定した時は、給付金の振込みをもって支給決定の通知に代える。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については村長が別に定める。